

青森県平川市と鹿児島県南九州市との間における災害時等の相互応援に関する協定書



青 森 県 平 川 市

鹿 児 島 県 南 九 州 市

青森県平川市と鹿児島県南九州市との間における 災害時等の相互応援に関する協定書

青森県平川市（以下「甲」という。）と鹿児島県南九州市（以下「乙」という。）は、災害時等における相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、法第67条の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) ごみ及びし尿の処理のための車両の斡旋
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災児童・生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋
- (7) 救援、救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (8) ボランティアの斡旋
- (9) 被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（応援要請の手続）

第3条 甲及び乙は、応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信等により要請を行い、後日、速やかに文書（様式1）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第5号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第6号に掲げる一時受け入れに要する被災児童、生徒等の学

年及び人員

- (5) 前条第7号に掲げる職員の職種別人員
- (6) 前条第8号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (7) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の実施)

第4条 甲及び乙は、応援を要請されたときは、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援する必要があると認められる場合は、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市は、その内容について応援を受ける市へ速やかに連絡するものとする。

(応援に要した経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を受ける市の負担とする。

- 2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、別途協議して定める。
- 3 派遣職員が公務執行中、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける市が、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。
- 4 前3項の規定により難しい場合には、別途協議して定める。

(情報等の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙そ

れぞれ署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

- 2 この協定の締結後、甲乙どちらか一方がこの協定を破棄しようとする場合は、相手方に対し、この協定を破棄しようとする日から起算して6か月前までに、文書をもってその旨を通知しなければならない。

附 則

この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

平成24年7月21日

甲 青森県平川市柏木町藤山25番地6

青森県平川市長

大川喜代治



乙 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地

鹿児島県南九州市長

霜出勘平

